

平成27年度決算に基づく

財政の健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました。平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、下記のとおりです。

記

1 健全化判断比率

(単位:%)

指 標	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	9.6	25.0	35.0
将来負担比率	108.4	350.0	

備 考

- 1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示します。
- 2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示します。

2 資金不足比率

(単位:%)

会 計 名	比 率	経営健全化基準
中山町農業集落排水特別会計	—	20.0
中山町公共下水道事業特別会計	—	

備 考

- 1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示します。

【 参考資料 】

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法) について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(「財政健全化法」)は、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標を公表することを義務づけ(平成20年4月から施行)、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずる(平成21年4月から施行)ことにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

2 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の趣旨と算定方法について

公表する指標は、健全化性を判断する健全化判断比率として、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つがあり、公営企業を対象とした健全性を判断する比率として、⑤資金不足比率があります。その趣旨と算定方法を下記に示します。

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計等(普通会計を構成する会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率

全会計(普通会計に各特別会計を含めた会計)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字(又は資金不足額)}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{の3カ年平均}$$

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額＝①～⑧の合計額

- ①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条の各号の経費に係るもの）
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- ④一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるための当該団体による負担見込額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

（2）資金不足比率

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

3 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の基準値について

「健全化判断比率」が「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、「資金不足比率」が「経営健全化基準」を超えた場合は「経営健全化計画」を策定することになります。

また、「健全化判断比率」が「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を策定する必要があります。